

ホテル機山館 宿泊約款

第1条 本約款の適用範囲

1. 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令、又は慣習によるものとします
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び慣習に反しない範囲で特約に応じることが出来ます

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります
 - A. 宿泊者の氏名
 - B. 宿泊日及び到着予定時刻
 - C. 宿泊者の連絡先
 - D. その他、当ホテルが必要と認めた事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項Bの宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します

第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしない場合は、この限りではありません
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日間を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求められます
3. 前項の予約金は、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば宿泊料の支払いに充当します
4. 第2項の予約金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります

第4条 宿泊引受けの拒絶

当館は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき
2. 満室(員)により、客室の余裕がないとき
3. 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
4. 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき
6. 宿泊の申込者または宿泊者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会勢力の構成員又はその関係者であるとき
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき
8. 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込をしたとき
9. その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する場合に該当するとき

第5条 宿泊予約の解除

当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部、又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前(宿泊予約がそれ以降の場合は申込日)における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には、切り上げる)についてはこの限りではありません

(違約金申し受け規定)

(1) 一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人に付、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の当日に解除した場合、宿泊者1人に付、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%

(2) 団体客

	不泊	当日	前日	2-9 日前	10-20 日前	21-31 日前
15-30 名	100%	80%	20%	10%	-	-
31-99 名	100%	80%	20%	10%	10%	-
100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%	10%

※ご予約時より減員となった場合でも、予約時のご人数が基準となります

※当館との特別な契約がなく、かつご予約時に別途規定の取り交わしをしていない場合、上記の規定を適用します

※個人でのご予約でも、当館にて同一の団体と判断した場合、上記の規定を適用する場合があります

1. 当ホテルは、宿泊者が連絡をせず、宿泊日当日の午後10時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります

2. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着、又は遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません

第6条 当ホテルの契約解除権

当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

(1) 第4条、第3号から第9号までに該当することとなったとき

(2) 第2条、第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき

(3) 第3条、第2号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき

2 当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します

第7条 宿泊の登録

宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントオフィスにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい

(1) 第2条、第1号の事項

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) 前泊地及び行先地

(5) その他、当ホテルが必要と認めた事項

第8条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックイン時刻前、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、延長1時間につき以下の通りの追加料金を申し受けます。ただし、13時以降の延長につきましては、該当日の1泊分の延長料を申し受けます

シングル … 1000円(税別)

ツイン … 1500円(税別)

トリプル・フォース … 2000円(税別)

第9条 預託物の取り扱い

1. 宿泊客が当ホテルへお預けになった物品、貴重品または現金について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します
但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告が無かったものについては、当ホテルに故意または重過失のある場合を除き、15万円を限度としてその損害を賠償いたします
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品についてフロントにお預けにならなかったものについては、宿泊客の自己管理によるものとし、当ホテルの故意または重過失のある場合を除き、紛失又は盗難等の事故についての責任は負いかねます
3. 美術品、骨董品などの損壊し易い品物については、お預かりをお断りする場合があります

第10条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルに連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは、特に宿泊客より指示のあったものを除き、原則チェックアウト日より2ヶ月間お預かりし、それを過ぎた物については不要の物として処分いたします
また、当ホテルが貴重品と判断した物については、宿泊者へ連絡を取り、指示を求める場合があります
3. 飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウト日当日に処分をいたします
4. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします

第11条 料金の支払い

1. 料金の支払いは、日本円、クレジットカード及び宿泊券又は当ホテルが承認する決済手段により、宿泊者の到着の際又は、当館が請求したとき、フロントにおいて行って頂きます
2. 宿泊者が客室を使用したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けま
す

第12条 利用規則の厳守

宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めた当ホテル内に提示された利用規則に従っていただきます。

第13条 宿泊継続の拒絶

当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第4条、第3号から第9号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

第14条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場を利用する場合は、当ホテルは駐車場所をお貸しするものとし、車両のキーの寄託の如何に関わらず、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えた場合、その賠償の責めに応じます。

第15条 宿泊客の責任

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第16条 客室の清掃

1. 宿泊客が2泊以上連続して同一の客室に宿泊する場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行います。
2. 宿泊客から清掃は不要である旨の申し出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。